

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令第1号）に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号。以下「細則」という。）を定めている。

また、令第3条により、内閣総理大臣が定める基準である、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。以下「基準告示」という。）に従い、細則において救助の程度、方法及び期間の基準を定めているところであるが、先般、災害救助法関係規程が改正されたことに伴い、基準告示の一部が改正（令和7年7月1日適用）されたことから、細則の該当部分について改正を行った。

2 細則改正の内容

（1）令第3条第1項の規定により定める救助の程度、方法及び期間に係る改正

① 基準告示第2条の改正規定（細則別表第一の1の一の二）

「福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）」

→「法第二条第二項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六各号に掲げる基準に適合する避難所をいう。）」

② 基準告示第2条の改正規定（細則別表第一の1の二のイの（二））

「高齢者等」→「高齢者、障害者等」

③ 基準告示第7条の新設に伴い、細則別表第一

「6 福祉サービスの提供」を新設。

④ 細則別表第一の13の一（改正前の別表第一の12の一）

・「ニ 福祉サービスの提供」を新設。

・「ニ 飲料水の供給」

→「ホ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」

（2）令第5条の規定により定める法第8条第4項の規定による実費弁償に関して必要な事項に係る改正（基準告示第15条の規定により定める日当を除く）

① 令第5条の改正規定（細則第14条第1項）

「法第七条第五項」の後ろに「及び第八条第四項」を加えた。

- ② 規則第5条第2項の新設（細則第14条第2項）
「第五条」→「第五条第一項及び第二項」
- ③ 法第8条第2項から第4項の新設（細則第15条第1項）
「第八条」→「第八条第一項」
- ④ 基準告示第15条第3号の新設（細則別表第二）
「(三) 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより行うものとする。」を新設。
- ⑤ 規則第5条第2項の新設（細則別記第11号様式）
「第八条」→「第八条第一項」

(3) 基準告示第15条の規定により定める日当の改正

法第7条第1項に規定される関係者のうち、令第4条第1号から第5号に規定される者に対する実費弁償について、基準告示第15条第1号のイにより、都道府県等の常勤の職員の給与を考慮して日当を定めることとされている。

本県では、常勤職員の給与の支給状況や公共工事設計労務単価等を考慮し、当該日当の額を細則別表第二の(一)の1において定めているところ、令第4条の改正により、関係者の範囲が拡大されたことに伴い、以下のとおり改正した。

- ① 細則別表第二の(一)の1のロ
栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科技工士を追加。
- ② 細則別表第二の(一)の1
「ホ 保育士 一人一日 一万三千二百円以内」を新設。
※日当額の算出にあたっては、他職種と同様に、令和7年度の県の該当職種の平均給料月額をもとに算出。
- ③ 細則別表第二の(一)の1のへ(改正前のホ)
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士、規則第四条の二に規定する相談支援専門員を追加

3 施行期日等について

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和7年7月1日から適用することとした。